

参考資料

ガスシステム改革を受けた保安規制に係る検討

## 参考資料集

## 目次

### 【①基礎データ】

参考 1 : ガス事業の現状	1
参考 2 - 1 : ガス事故（一般ガス及び簡易ガス等）の動向	2
参考 2 - 2 : 一般ガス事故の動向	4
参考 2 - 3 : 簡易ガス事故の動向	6
参考 2 - 4 : LP ガス事故の動向	8
参考 3 : 海外との比較（ガス事故の動向）	10

### 【②簡易ガス事業に係る保安に関する論点】

参考 4 : 簡易ガス事業制度の制定経緯	12
参考 5 : 制度の枠組み	14
参考 6 : 簡易ガス事業の現状	16
参考 7 : 切り替え（都市ガス⇔LP ガス）に係る事故（平成 18 年以降）	18
参考 8 : 簡易ガス事業及び液化石油ガス販売事業に係る主な保安規制	21

## 参考1. ガス事業の現状

ガスを家庭や産業の一般的な需要に応じて供給する事業には、主にガス事業法（昭和 29 年（1954 年）公布）の対象となる一般ガス事業及び簡易ガス事業と、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年（1967 年）公布。以下、「液石法」という。）の対象となるLPガス販売事業がある。販売比率は、一般ガス事業 65.0%、簡易ガス事業 0.7%、LPガス販売事業 34.3%となっている。需要家数は、一般ガス事業が約 2,900 万件、簡易ガス事業が約 140 万件、LPガス販売事業が約 2,400 万件となっている。

ガス事業の分類 (2013 年3月時点)

根拠法令	ガス事業法		液化石油ガス法
	一般ガス事業	簡易ガス事業	LPガス販売事業
事業者数	209	1,452	21,052
販売比率(注)	65.0%	0.7%	34.3%
需要家数	約 2,900 万件(53%)	約 140 万件(3%)	約 2,400 万件(44%)

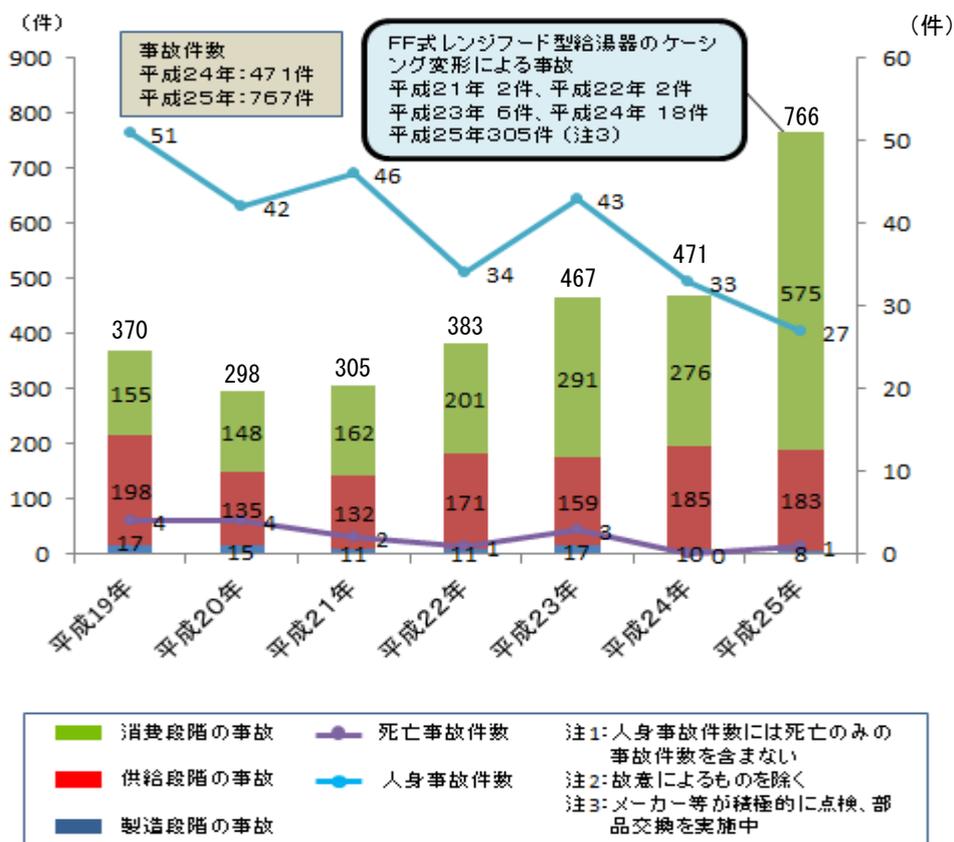
(注)販売比率は、販売量を熱量ベースで換算して算出。

出典：総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会（第1回）配布資料

**参考2-1. ガス事故(一般ガス及び簡易ガス等)の動向**

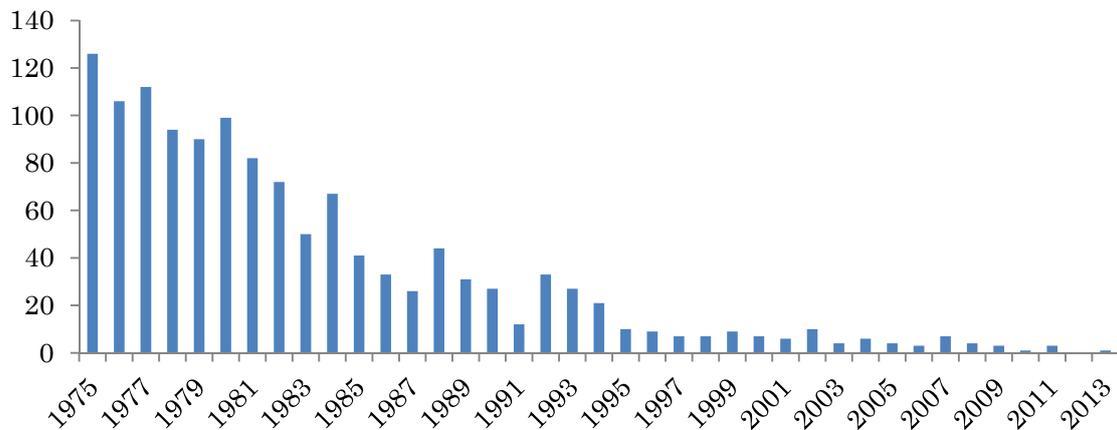
① 各段階事故件数と死亡・人身事故件数の近年の推移

各段階事故件数と死亡・人身事故件数の近年の推移



(出所)ガス安全室調べ

② ガス事故起因の死亡者の推移 (一般ガス及び簡易ガス)

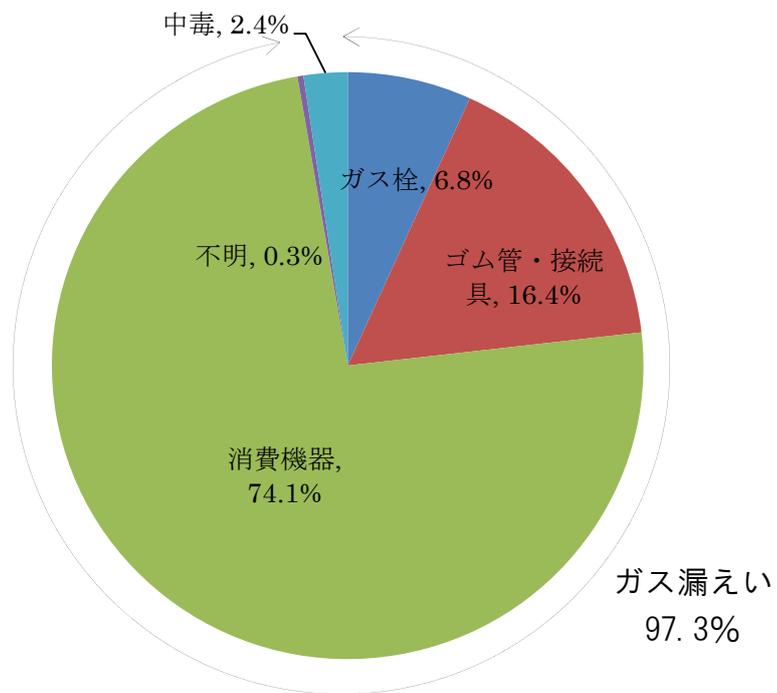


(出所: 一般ガスにおける死亡者数 一般社団法人日本ガス協会調べ)

簡易ガスにおける死亡者数 一般社団法人日本コミュニティーガス協会調べ)

消費段階では、過去5年間(1,505件)において、ガス漏えいによる着火等が97.3%で、排気ガスによるCO中毒事故が約2.4%。しかし、CO中毒事故は人身被害につながる恐れがあるため重点的な対策が必要。

③消費段階の事故原因

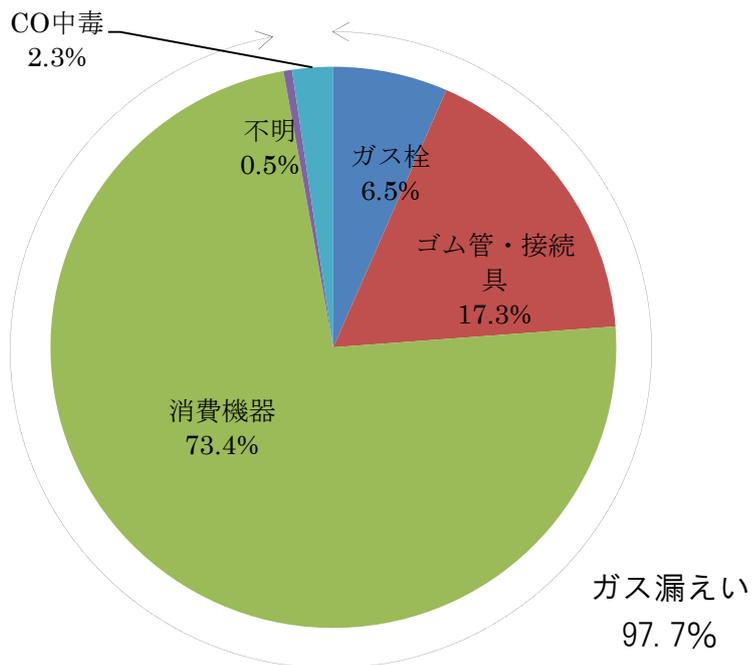


(出所)ガス安全室調べ



消費段階では、過去5年間(1,450件)において、ガス漏えいによる着火等が97.7%で、排気ガスによるCO中毒事故が約2.3%。しかし、CO中毒事故は人身被害につながる恐れがあるため重点的な対策が必要。

③消費段階の事故原因

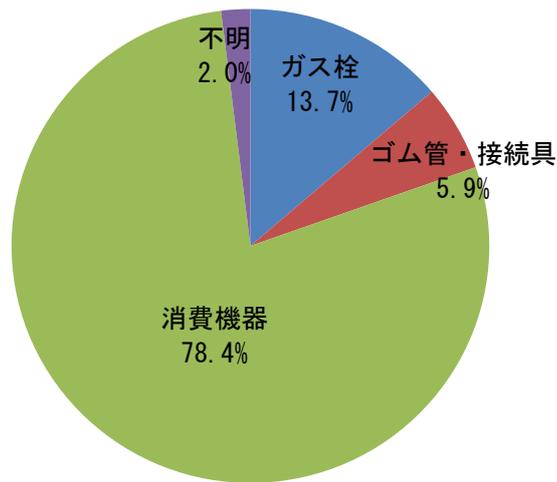


(出所)ガス安全室調べ



消費段階では、過去5年間(53件)において排気ガスによるCO中毒事故は発生していない。しかし、CO中毒事故は人身被害につながる恐れがあるため引き続き、重点的な対策が必要。

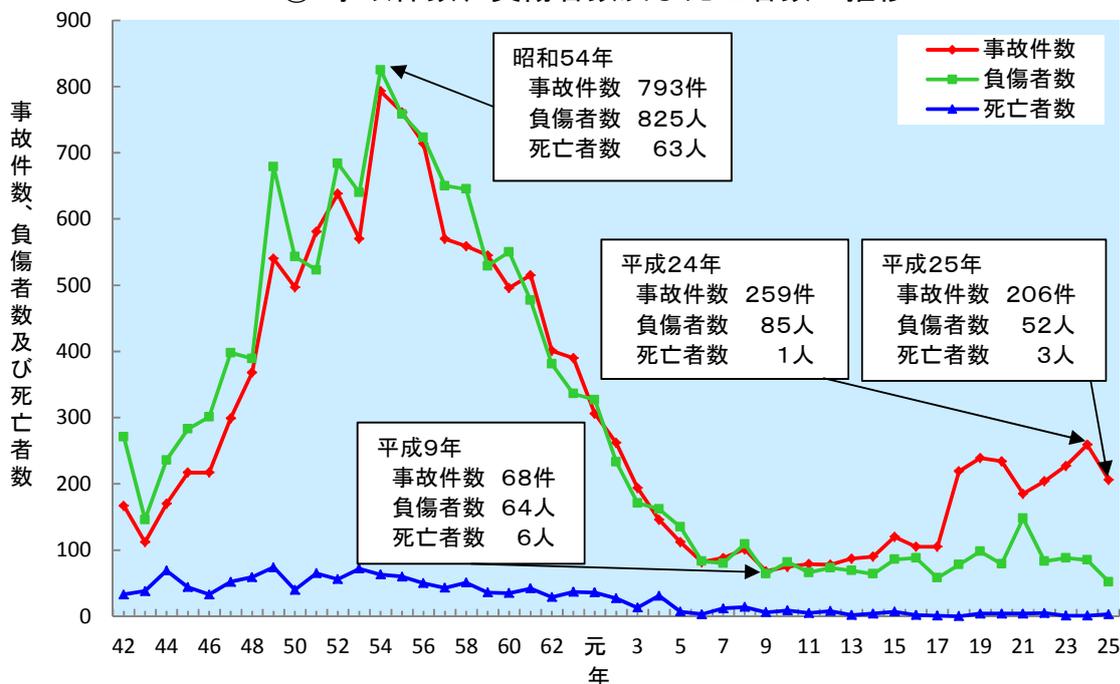
③消費段階の事故原因



(出所)ガス安全室調べ

参考2-4. LPガス事故の動向

① 事故件数、負傷者数及び死亡者数の推移



(出所)ガス安全室調べ

②LPガス年別事故件数・被害者数

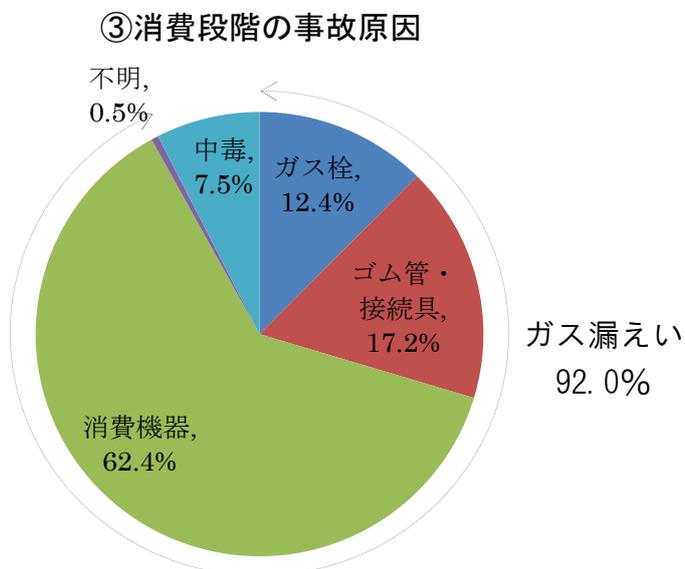
年	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2
事故件数	112	170	217	217	299	368	540	497	581	638	570	793	761	714	570	559	545	496	515	401	390	306	262
対前年比 (%)	▲33	▲52	▲28	0	▲38	▲23	▲47	▲8	17	10	▲11	28	▲4	▲6	▲20	▲2	▲3	▲9	4	▲22	▲3	▲22	▲14
死亡者数	38	69	44	33	52	59	74	40	65	56	72	63	60	50	43	51	36	35	42	29	37	36	27
負傷者数	146	236	283	301	398	389	679	543	523	684	640	825	758	723	650	645	529	550	477	381	336	327	233

年	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
事故件数	194	146	112	82	88	101	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219	239	234	185	204	227	259	206
対前年比 (%)	▲26	▲25	▲23	▲27	7	15	▲33	10	5	▲2	12	3	33	▲13	0	109	9	▲2	▲21	10	11	14	▲21
死亡者数	13	31	7	3	12	14	6	9	5	8	2	4	7	2	1	0	4	4	4	5	1	1	3
負傷者数	171	162	135	83	80	109	64	82	66	73	69	64	86	88	58	78	98	79	148	83	88	85	52

(注) 数値は、調査の進展により変わる可能性がある。負傷者にはCO中毒事故の症者を含む。

(出所)ガス安全室調べ

消費段階では、過去5年間(587件)において、ガス漏えいによる着火等が92.0%で、排気ガスによるCO中毒事故が約7.5%。しかし、CO中毒事故は人身被害につながる恐れがあるため重点的な対策が必要。



(出所)ガス安全室調べ

#### ④一般ガス、簡易ガス、LPガスにおける消費段階の事故件数等

	消費段階事故件数 (H25年)	需要家数 (H25年3月末)	比率(事故件数/ 需要家数)
一般ガス	561※	約2,900万件	$19 \times 10^{-6}$
簡易ガス	14	約140万件	$10 \times 10^{-6}$
LPガス	105	約2,400万件	$4.4 \times 10^{-6}$

※FF式レンジフード型給湯器のケーシング変形による事故305件を含む  
(当該事故を抜かせば事故件数「256件」 比率「 $8.8 \times 10^{-6}$ 」)

(出所) 消費段階事故件数、比率はガス安全室調べ

需要家数の一般ガス事業は日本ガス協会「ガス事業便覧」平成24年版、簡易ガス事業は資源エネルギー庁「簡易ガス事業の概況」、LPガス販売事業は資源エネルギー庁調べ

**参考3. 海外との比較(ガス事故の動向)**

集計方法が異なるため厳密な比較はできないが、海外各国でのガス事故は死亡者、負傷者とも日本より一桁多い数字となっている。事故の原因としては、例えばフランスでは約7割が消費段階での事故となっている。またイタリアでは換気関係の事故が過半数を占めている。

## ① ガス事故の海外比較

	2010 年	
	死亡者	負傷者
フランス(※)	10	43
イタリア	23	385
イギリス	10	330
米国	50	210
日本	1	11

(※)フランスは2011年のデータ

出所：米国消費者委員会(CPSC)

- ・『Updated Review of In-Depth Investigations Associated with Carbon Monoxide Poisoning and “Modern” Gas Furnaces and Boilers』 September 14, 2012
  - ・『Non-Fire Carbon Monoxide Deaths Associated with the Use of Consumer Products 2010 Annual Estimates』 January 2014
  - ・『2009-2011 Residential Fire Loss Estimates U.S. National Estimates of Fires, Deaths, Injuries, and Property Losses from Unintentional Fires』 July 2013
- 欧州(EC) ガス器具指令改正にかかる影響評価報告
- ・『IMPACT ASSESSMENT STUDY ON THE REVIEW OF THE GAS APPLIANCES DIRECTIVE 2009/142/EC』 October 2012

## ② 需要家数に対する死傷者の割合

フランス	$4.7 \times 10^{-6}$
イギリス	$1.5 \times 10^{-5}$
米国	$3.7 \times 10^{-6}$
日本	$3.9 \times 10^{-7}$

## 積算根拠

- フランス 53人 ÷ 11,329,000(sites、非住宅+住宅) ÷ 0.00000467825
- イギリス 340人 ÷ 23,003,100(メーター、商工業+住宅) ÷ 0.0000147806
- アメリカ 260人 ÷ 71,036,651(件、商業+工業+住宅) ÷ 0.0000036600
- 日本 12人 ÷ 30,400,000(件、一般+簡ガス※) ÷ 0.00000039473

※ 「参考1」の表中の数字

## (各国の需要家数の出所)

- ・フランス “Le fonctionnement des marches de detail francais de l' électricité et du gaz naturel rapport 2011-2012” Commission de Régulation de L' énergie
- ・イギリス Gov.UK Statistical data set “Gas sales & numbers of customers by region and local authority2005 to 2012”
- ・米国 Energy Information Administration “Number of Natural Gas Consumers”

## 参考 4. 簡易ガス事業制度の制定経緯

### 1. LPガス導管供給事業の登場と発展

簡易ガス事業は、70 戸以上の利用者に対する簡易なガス発生設備を用いた導管供給事業である。供給されるガス種の大半はLPガスであり、ごく一部に圧縮天然ガスを用いる場合がある。簡易ガス事業制度は、昭和 45 年(1970 年)に改正・施行されたガス事業法改正により創設され、公益事業としての規制を受けることとなった。

こうした導管供給事業は、昭和 31 年(1956 年)の横浜市保土ヶ谷区及び千葉県鎌ヶ谷町の団地が最初であったとされる。昭和 30 年代前半から、特に関東及び関西の大都市部で急速に人口が増加し、これに伴う住宅数の不足を賄うため、郊外において団地建設が急速に進められた。こうした地域では、都市ガス事業(一般ガス事業)の供給区域内であっても、急速な開発に導管の延伸が追いつかず、建設される団地に即時に都市ガスを供給することが困難であった。

他方、1950 年代半ばから、薪炭、練炭に代わって、新しい家庭用燃料として、LPガスが普及し始めた。LPガスの供給方法は、当初は主にシリンダーによるものであったが、集合住宅や住宅団地においては、シリンダー庫から小規模な導管を用いて効率的に供給を行う導管供給方式が開発された。こうした導管供給方式の設備は、都市ガスの導管に比べ設置が簡便で、迅速な展開が可能という利点があったため、都市ガス導管が敷設されていない郊外での団地増加に伴い、LPガスの導管供給方式の採用例が増加した。昭和 42 年(1967 年)には、導管供給方式による供給地点は 9,651 に達し、その大部分が都市ガスの供給区域内にあった。

### 2. 都市ガス事業との競合

1960 年代に入り、LPガス事業者による導管供給方式が普及するにつれ、特に都市ガス供給区域内において都市ガス事業者との競争が激化した。ガス事業法では、供給区域内で都市ガス事業に独占的供給を認めることにより都市ガス導管の計画的な敷設を推進し、スケールメリットによる消費者利益の増進を目指していた。一方、LPガスの導管供給事業は当時ガス事業法の規制対象か否かが明確ではなく、LPガス事業者が都市ガス供給区域内でも導管供給事業を行う一方、これに対抗して、都市ガス事業者も自身あるいは関連会社によりLPガスの導管供給事業を推進した。こうした都市ガス供給区域内でのLPガスの導管供給事業の増加により、都市ガス導管の計画的な敷設が阻害される懸念が生じ、LPガスの導管供給事業に関する規制のあり方が議論されるようになった。

LPガス事業者側には、シリンダー供給と同様に、当時検討中であった液石法の対象とし、供給区域内でも自由な営業を認めるべきとの意見が多かった。これに対し、都市ガス事業者側では、導管供給という方式をとることからガス事業法の対象の一

つとして位置づけ、都市ガス供給区域内での営業を規制すべきとの意見が強かった。こうした中、昭和42年(1967年)の液石法の国会審議の過程で、通商産業省から、LPガスの導管供給事業を液石法とガス事業法のいずれの対象とするかについては、総合エネルギー調査会ガス部会を設置して引き続き審議する方針が示された。

### 3. ガス事業法改正と簡易ガス事業制度の創設

昭和42年(1967年)11月から検討を開始した総合エネルギー調査会ガス部会は、昭和43年(1968年)7月に答申をとりまとめた。その中で、LPガス及び都市ガスの役割について、「LPガスがその簡便性により都市ガスの普及していない地域において大きな役割を果たす」とする一方、「市街地及び将来市街地になると思われる都市部においては秩序ある都市づくりを行い、住民全体の福祉を図る意味において計画的に都市ガス導管が敷設されることが望ましい」とした。

こうした基本的考え方にに基づき、都市ガス供給区域内におけるLPガス導管供給事業と都市ガス事業との調整においては、①その地域全体の消費者の利益、②二重投資の排除、の観点から公正かつ合理的な取扱いをする必要があるとし、ガス事業法を改正し、一定範囲の小規模導管供給事業を簡易ガス事業として位置づけ、一般ガス事業と同様の規制を課すこととした。簡易ガス事業の範囲としては、「LPガス小規模導管供給のうち、供給の相手方の数が50世帯以上の集団需要者に対するものである場合は簡易ガス事業として取扱い、その数に満たないものは液石法の対象として取り扱うこと」が提案された。簡易ガスを供給地点数が50世帯以上の事業とした背景としては、以下の点が挙げられる。

- ①50世帯未満を対象とするLPガス販売事業者に対しては、消費者が共同して料金その他の供給条件について折衝したり、当該事業者からの供給を断って他業者に新たに供給を依頼することができる。
- ②50世帯未満を対象とする事業は、設備投資額が比較的小さく、規制がなくとも二重投資の弊害が生じる可能性が低い。さらに、設備投資が少額であるため、新規参入により利用者の選択肢が確保される。
- ③土地収用法に基づき「日本住宅公団等が行う50戸以上の1団地の住宅経営」の事業は土地収用の対象となるとして、50戸以上の団地における住宅経営に公益性を認めている。

この答申に沿った形で、昭和44年(1969年)にガス事業法改正法案が国会に提出された。この国会審議の過程では、LPガス事業者の立場から簡易ガス事業の下限(50戸)の大幅引き上げ等の主張があった一方、都市ガス事業者の立場からは政府原案どおりの成立の主張があった。こうした情勢を反映し、簡易ガス事業の下限を50戸から70戸に引き上げる修正がなされた上で、昭和45年(1970年)に本法案は成立し、ガス事業法における簡易ガス事業制度が創設された。

## 参考 5. 制度の枠組み

簡易ガス事業は、都市ガス事業（一般ガス事業）と同じく、経済産業大臣の許可制となっている。その許可は、都市ガス事業と異なり、地点、すなわちガスメーター単位で行われ、許可を受けた供給地点については、他の簡易ガス事業者は参入できない一方、許可を受けた事業者には、「供給地点における一般の需要に応ずるガスの供給を拒んではならない」との供給義務が課される。また、料金その他供給条件を約款として定め、経済産業大臣の認可を受ける必要がある。

本制度の特徴は、1. にあるとおり、事業開始の許可審査において都市ガス事業との関係について調整が行われることにある。すなわち、供給区域内での簡易ガス事業の許可に際しては、都市ガス供給区域内では都市ガス導管の計画的な敷設が地域全体の消費者の利益の上で望ましいとの基本的考え方に立ち、そうした消費者の利益を阻害しないか審査される。一方、簡易ガス事業の供給地点を含む都市ガス供給区域の設定については、そのような審査は行われない。

併せて、二重投資を排除する観点から、簡易ガス事業の許可に際し、他の簡易ガスのみならず既存の一般ガス事業のものも含め、ガス工作物が著しく過剰とならないか審査される。ただし、前述のように、一般ガスと簡易ガスは事業の性格を異にすることから、両者が並存することによる二重投資の弊害は簡易ガス同士や一般ガス同士の場合より少ないものと考えられており、簡易ガス同士や一般ガス同士の場合のように原則1地区（地点）1事業者の独占という考え方はとられていない。

なお、都市ガス事業者が自らの供給区域内に簡易ガス事業の供給地点を設ける場合は、当該地点に都市ガス導管が延伸するまでの過渡的措置として将来における都市ガス導管と連結する前提の下、その簡易ガス事業を都市ガス事業とみなして事業が許可される。

（参考）ガス事業法第 37 条の 4

経済産業局長は、第 37 条の 2 の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

1～2（略）

3 その供給地点が一般ガス事業者の供給区域内にあるものにあつては、その簡易ガス事業の開始によつてその一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある地域についてその一般ガス事業者の適切かつ確実なガスの供給計画がある場合には、その簡易ガス事業の開始により、当該地

域におけるガスの使用者の当該供給計画の実施によつて受けるべき利益が阻害されないこと。

4～8（略）

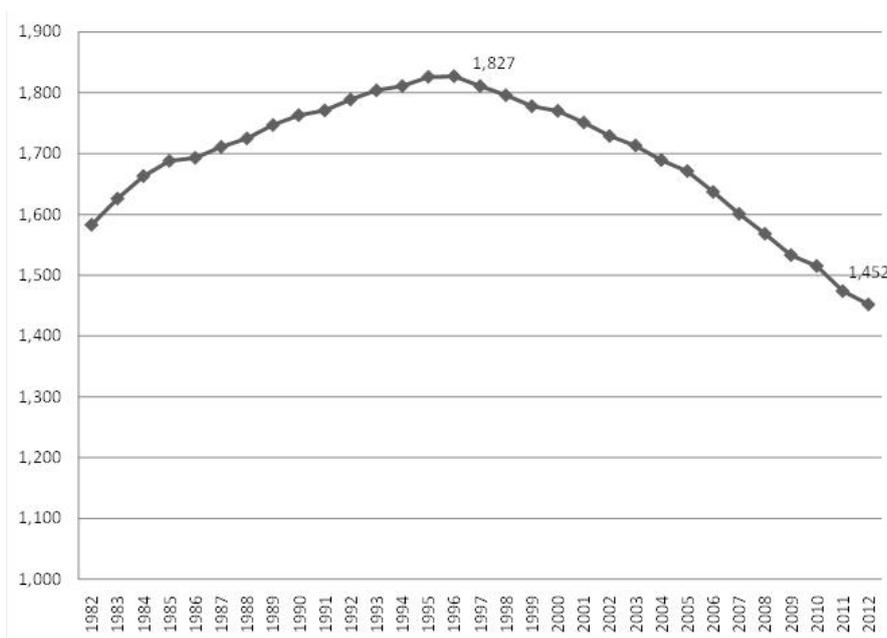
簡易ガス事業者からは、こうした規制による不合理が生じているとの指摘がある。例えば、都市ガス供給区域内の利用者が災害時のリスク分散の観点から簡易ガスも利用したいと要望しても供給を行えない、あるいは、都市ガスのガス導管が付近にあるがまだ届いていない地域で簡易ガス事業が許可されず、いずれのサービスも提供されない事態（お見合い状態）が生じた例が指摘されている。

また、ガス事業法の対象となる簡易ガス事業と液石法の対象となるLPガス事業の境界を、団地の戸数（70 戸）で画一的に区切ることの不合理に関する指摘もある。例えば、2つの隣接する70戸以下の団地で、LPガスの導管供給事業を行っている事業者同士が効率化のため合併する場合、合計で70戸以上になると事業の実態が変わらないにもかかわらず、新たに簡易ガス事業の許可を要することとなる。都市ガス供給区域内ではこの許可を得ることが困難なため、合併を断念せざるを得ない事例が生じている、との指摘がある。

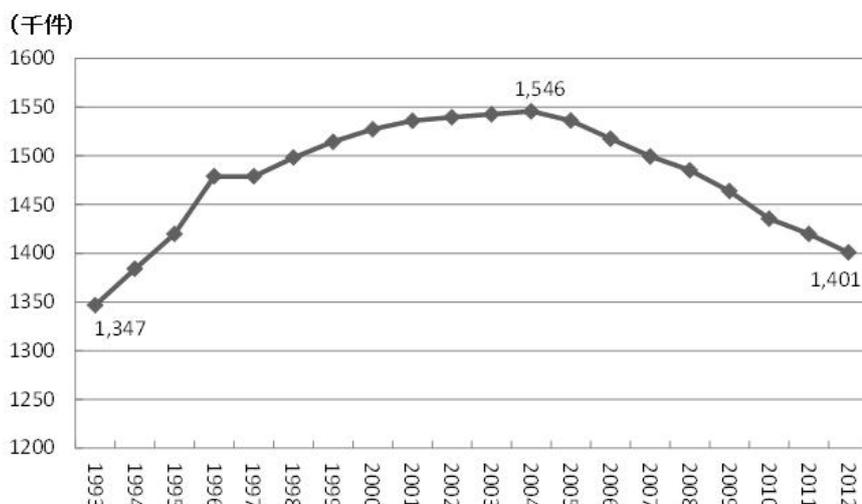
**参考 6. 簡易ガス事業の現状**

全国に 1,452 の簡易ガス事業者があり、需要家数は 140 万件である。事業規模を見れば、販売量で2%以上を占める比較的大規模な事業者が6社ある一方で、需要家数が 100 件以下の小規模事業者も 200 ある。事業者数、需要家数ともに近年は減少傾向にある。

① 簡易ガス事業事業者数の推移



② 簡易ガス事業需要家数



出所: 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会(第1回) 配布資料

## ③ 経済産業局別、需要家数別、簡易ガス事業者数

局名	合計										構成比 (%)	
	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄		
<b>需要家数</b>												
70～99	5	25	51	20	3	26	25	10	34	1	<b>200</b>	14%
100～199	10	26	82	25	8	38	21	13	45	5	<b>273</b>	19%
200～299	4	19	51	7	8	20	14	10	27	2	<b>162</b>	11%
300～399	6	8	38	7	6	18	12	2	24	5	<b>126</b>	9%
400～499	6	7	33	5	3	18	6	13	12	4	<b>107</b>	7%
500～599	3	10	15	8	3	5	7	2	15	0	<b>68</b>	5%
600～699	3	3	18	6	0	6	5	3	10	0	<b>54</b>	4%
700～799	3	6	7	3	0	4	7	2	8	1	<b>41</b>	3%
800～899	0	10	12	3	1	7	6	0	9	0	<b>48</b>	3%
900～999	3	4	15	4	0	0	4	0	2	0	<b>32</b>	2%
1,000～1,999	3	14	37	13	5	27	25	11	27	5	<b>167</b>	12%
2,000～2,999	1	15	17	3	3	9	8	2	11	0	<b>69</b>	5%
3,000～3,999	0	3	7	3	1	7	7	0	4	3	<b>35</b>	2%
4,000～4,999	2	2	4	1	0	1	0	0	5	1	<b>16</b>	1%
5,000～9,999	1	4	7	3	0	5	2	1	5	1	<b>29</b>	2%
10,000～	3	2	7	4	2	2	1	2	2	0	<b>25</b>	2%
<b>合計</b>	<b>53</b>	<b>158</b>	<b>401</b>	<b>115</b>	<b>43</b>	<b>193</b>	<b>150</b>	<b>71</b>	<b>240</b>	<b>28</b>	<b>1,452</b>	<b>100%</b>

出所：総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会(第6回) 配布資料

## ④ 地域別の簡易ガス事業者数の変遷

	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国計
1989	52 (100%)	163 (100%)	462 (100%)	143 (100%)	45 (100%)	281 (100%)	187 (100%)	93 (100%)	264 (100%)	35 (100%)	1,725 (100%)
1993	56 (108%)	170 (104%)	485 (105%)	144 (101%)	51 (113%)	282 (100%)	188 (101%)	94 (101%)	277 (105%)	42 (120%)	1,789 (104%)
1998	57 (110%)	182 (112%)	489 (106%)	148 (103%)	55 (122%)	270 (96%)	186 (99%)	105 (113%)	281 (106%)	38 (109%)	1,811 (105%)
2003	60 (115%)	183 (112%)	482 (104%)	136 (95%)	51 (113%)	251 (89%)	173 (93%)	82 (88%)	284 (108%)	27 (77%)	1,729 (100%)
2008	60 (115%)	170 (104%)	442 (96%)	125 (87%)	45 (100%)	226 (80%)	163 (87%)	79 (85%)	263 (100%)	28 (80%)	1,601 (93%)
2013	53 (102%)	158 (97%)	401 (87%)	115 (80%)	43 (96%)	193 (69%)	150 (80%)	71 (76%)	240 (91%)	28 (80%)	1,452 (84%)

出所：総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会(第6回) 配布資料

**参考 7. 切り替え(都市ガス⇔LP ガス)に係る事故(平成 18 年以降)**

**【LP ガスから都市ガスに切り替える際に発生した事例】**

ケース 1 : 一般ガス事業者の供給管取り出し時における他社 (簡易ガス) からのガス (LP ガス) の供給

日 時 : 平成 18 年 8 月

場 所 : 中部地域供給区域内

概 要 : ガス事業者の供給管取り出し工事の際に、誤って他社 (簡易ガス事業者) のガス管から供給管の取り出しを行い、需要家に天然ガスではなく LP ガスを供給する事象が発生した。

人的被害 : なし

物的被害 : なし

原 因 : 工事施工会社が現場で掘削を行った時に、図面に記載されている鑄鉄管とは異なるポリエチレン管を確認し、図面と異なる管種であることを認識していたが、入替工事が実施されたと思いつき込み工事を実施した。また、開栓作業を実施したが、異常であることを認識できなかった。

ケース 2 : 灯外内管の接続工事中のガス漏えいによる着火負傷

日 時 : 平成 19 年 2 月 19 日

場 所 : 愛知県豊田市

概 要 : 新設需要家の灯外管接続工事において、既設の灯外管を切断していたところ、切断箇所から漏えいしたガスに引火したものの。

人的被害 : 工事作業員 軽傷

物的被害 : 需要家宅の雨とい等が変形

原 因 : (LP ガスから都市ガスへの切り替え工事において) ガスを遮断せずに手動専用カッターを用いてガス管の切断作業を実施していたところ、うまく切断できなかったため、噴出したガスを止めることができなくなった。気が動転した作業員が、電動カッターでガス管を切断しようとしたため、カッターの刃先から発生した火花が漏えいしたガスに引火した。

ケース3：灯外内管の接続工事中のガス漏えいによる着火負傷

日 時：平成19年9月14日

場 所：愛知県安城市

概 要：LPガスから都市ガスへの切替工事作業時に、ガスの噴出防止工法を適用せずにガスを切断し、配管作業を実施したため、電動の配管工具の火花に噴出したガスが引火し、火災に至ったもの。

人的被害：工事作業員 軽傷

物的被害：需要家宅の外壁等を一部焼損

原 因：工事従事者が都市ガスへの切替工事の作業工程が遅れていると思込み、また、電動工具の使用が着火事故に至る危険性が無いと思込みがあり、配管工事を実施したことによる。

ケース4：他工事による灯外内管損傷に伴う着火一部焼損

日 時：平成24年6月7日

場 所：三重県伊賀市

概 要：リフォーム業者が、都市ガスを閉栓した需要家の建物を改修中に、休止と思われたガスをガス溶断したところ、都市ガスが通じていたことから、着火し、保温材の一部を焼損した。

人的被害：なし

物的被害：隣接する消火栓用又は、給水と思われる配管の保温材一部を焼損

原 因：建物に引き込み管が2か所からあり、閉栓時に1か所を休止扱いとした。また、建物のオーナーが、都市ガスからLPガスに変わって長期間が経過していたため、残っていたガス管は、LPガスの配管と考えて、ガス事業者が工事連絡がなかったため、リフォーム業者が改装時に不要な配管をガス溶断により、切断を行ったことにより損傷したガス管から漏れ出た都市ガスに着火したことによる。

### 【都市ガスからLPガスに切り替える際に発生した事例】

ケース1：ガスレンジの部品交換中におけるガス爆発

日 時：平成19年1月15日

場 所：広島県広島市

概 要：都市ガスからLPガスへの転換作業を実施中、配管と接続ねじを外してガスレンジの部品交換をしていたが作業途中でその場を離れた。店主が作業途中のガスレンジの燃焼テストを実施したいと申し出た際、作業が終わっていると勘違いした販売事業者がこれを了承したためガスレンジの配管接続部から漏えいしたガスに引火した。

人的被害：軽傷1名

物的被害：特になし

原 因：ガスレンジ接続の施工不完全、消費設備調査不備によるもの。

ケース2：仮設供給された配管の施工ミスによるガス爆発

日 時：平成25年12月12日

場 所：宮城県石巻市

概 要：共同住宅において、都市ガスからLPガスに切替えの作業中、仮設供給しようとして末端ガス栓を交換した際、ガス栓と配管の継ぎ目から漏えい、住宅の床面で小規模な爆発が発生し、床面の1部が隆起した。

人的被害：なし

物的被害：流し台の一部にゆがみ、台所床面の一部隆起

原 因：ガス切替え工事中に、仮設容器のバルブを開いたまま末端ガス栓を交換しようとしたため、ガス栓と配管の継ぎ目から漏えいしたガスに居住者が使用していた石油ストーブの火気により引火し、爆発したもの。

### 参考 8. 簡易ガス事業及び液化石油ガス販売事業に係る主な保安規制

	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス販売事業 (液化石油ガス法)	
1. 目的	この法律は、ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的とする。(法第1条)	この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。 (法第1条)	
2. 行政手続き	(1) 事業の許可(法第37条の2第1項) ・ 経済産業大臣、 ・ 経済産業局長及び産業保安監督部長	(1) 販売事業者の登録(法第3条第1項) ・ 経済産業大臣 ・ 経済産業局長、 ・ 産業保安監督部長 ・ 都道府県知事	
	(2) 事業の開始の届出(法第37条の7第1項において準用する同法第7条第4項) ・ 経済産業大臣 ・ 経済産業局長	(3) 業務主任者の選任・解任届出(法第19条第2項) ・ 経済産業大臣 ・ 産業保安監督部長 ・ 都道府県知事	
	(3) ガス主任技術者の選任・解任届出(法第37条の7第1項において準用する同法第31条第2項) ・ 経済産業大臣 ・ 産業保安監督部長	(4) 業務主任者代理者の選任・解任届出(法第21条第2項) ・ 経済産業大臣 ・ 産業保安監督部長 ・ 都道府県知事	
		(5) 保安機関の認定(法第29条第1項) ・ 経済産業大臣 ・ 産業保安監督部長 ・ 都道府県知事 (6) 保安機関の認定更新(法第32条第2項) ・ 経済産業大臣 ・ 産業保安監督部長 ・ 都道府県知事	

【②簡易ガス事業に係る保安に関する論点】

	<p>(4) 供給区域等の変更（法第 37 条の 7 第 1 項において準用する同法第 8 条第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣</li> <li>・ 経済産業局長及び産業保安監督部長</li> </ul>	<p>(7) 一般消費者の数の増加認可（法第 33 条第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣</li> <li>・ 産業保安監督部長</li> <li>・ 都道府県知事</li> </ul> <p>(8) 一般消費者数の減少届出（法第 33 条第 2 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣</li> <li>・ 産業保安監督部長</li> <li>・ 都道府県知事</li> </ul>	
	<p>(5) 保安規程の届出（法第 37 条の 7 第 3 項において準用する同法第 30 条第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣</li> <li>・ 産業保安監督部長</li> </ul> <p>(6) 保安規程の変更届出（法第 37 条の 7 第 3 項において準用する同法第 30 条第 2 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣</li> <li>・ 産業保安監督部長</li> </ul>	<p>(9) 保安業務規程の許可及び変更許可（法第 35 条第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣</li> <li>・ 産業保安監督部長</li> <li>・ 都道府県知事</li> </ul>	
	<p>(7) 特定ガス工作物の変更の届出（法第 37 条の 7 第 1 項において準用する同法第 9 条第 1 項及び第 2 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣、</li> <li>・ 経済産業局長及び産業保安監督部長</li> </ul>	<p>(10) 特定供給設備の許可（法第 36 条第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事</li> </ul> <p>(11) 特定供給設備の変更許可（法第 37 条の 2 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事</li> </ul> <p>(12) 特定供給設備の撤去又は軽微な変更の届出（法第 37 条の 2 第 2 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事</li> </ul> <p>(13) 完成検査（法第 37 条の 3 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事</li> </ul> <p>(14) 液化石油ガス設備工事の届出（法第 38 条の 3 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事</li> </ul> <p>(15) 特定液化石油ガス設備工事事業の届出（法第 38 条の 10 項第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事</li> </ul>	

		(8) 報告の徴収（法第 46 条第 1 項） ・ 経済産業大臣 ・ 経済産業局長 ・ 産業保安監督部	(16) 報告の徴収（法第 82 条第 1 項） ・ 経済産業大臣 ・ 経済産業局長 ・ 産業保安監督部長 ・ 都道府県知事 ① 液化石油ガス販売事業者（規則第 132 条） ・ 経済産業大臣 ・ 産業保安監督部長 ・ 都道府県知事 ② 保安機関（規則第 132 条） ・ 経済産業大臣 ・ 産業保安監督部長 ・ 都道府県知事 ③ 充てん事業者（規則第 132 条） ・ 都道府県知事	
3. ガス工作物等の設置、変更又は廃止の際の手続き	設置	事業の許可の申請時に特定ガス工作物の技術上の基準への適合性を一括して <u>事前に審査</u> （法第 37 条の 3）	特定供給設備 <sup>1)</sup> を <u>設置しようとするときは許可申請</u> （法第 36 条） 注 <sup>1)</sup> 次の貯蔵設備を含む供給設備 ・ 貯蔵能力 3t 以上の容器 ・ 貯蔵能力 1t 以上のバルク貯槽 ・ 貯蔵能力 1t 以上の貯槽	
	変更	○ 法第 37 条の 5 第 2 項第 4 号の特定ガス工作物 <sup>1)</sup> の <u>重要な変更<sup>2)</sup></u> をしようとするときは <u>事前届出</u> （法第 9 条第 1 項） ○ 法第 37 条の 5 第 2 項第 4 号の特定ガス工作物の変更であって、 <u>重要な変更以外の変更</u> を行ったときは <u>事後届出</u> （法第 9 条第 2 項） 注 <sup>1)</sup> 特定ガス工作物の位置、構造及び能力別の数 注 <sup>2)</sup> 重要な変更とは規則第 78 条第 1 号及び第 2 号に定める特定ガス発生設備の能力や構造に関する変更	○ <u>特定供給設備を変更しようとするときは許可申請</u> （法第 37 条の 2 第 1 項） ○ <u>特定供給設備の軽微な変更<sup>1)</sup></u> をしたときは <u>届出</u> （法第 37 条の 2 第 2 項） 注 <sup>1)</sup> 軽微な変更は次のとおり ・ 消火設備の変更 ・ 換気孔の増設 ・ 特定供給設備の廃止	
		廃止	法第 37 条の 5 第 2 項第 4 号の特定ガス工作物の <u>廃止は事後届出</u>	規則第 86 条に定める学校、病院等の施設に設置された特定供給設備以外の設備に対し、規則第 87 条に該当する <u>液化石油ガス設備工事を行ったときは設置又は変更の届出</u> （法第 38 条の 3） 特定供給設備を <u>廃止したときは軽微変更の届出</u>

【②簡易ガス事業に係る保安に関する論点】

		(法第 9 条第 2 項)	(法第 37 条の 2 第 2 項)	
4. 完成検査		特定製造所の設置又は変更の際は <u>使用前検査</u> を行う。 (法第 36 条の 2 の 2)	特定供給設備の設置又は変更の際は <u>完成検査</u> を行う。 (法第 37 条の 3)	
		検査実施者は <u>登録ガス工作物検査機関</u> (法第 36 条の 2 の 2 第 1 項)	検査実施者は都道府県知事、 <u>高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関</u> (法第 37 条の 3 第 1 項)	
5. 定期的に行う検査（開放検査等）		容器は高圧ガス保安法に基づき容器再検査を行う。 (高圧法第 48 条第 1 項第 5 号)	容器は高圧ガス保安法に基づき容器再検査を行う。 (高圧法第 48 条第 1 項第 5 号)	
		<u>バルク貯槽及び貯槽の定期的に行う検査（開放）の実施義務はない。</u>	民生用で使用する <u>バルク貯槽</u> に関しては製造後 20 年以内に <u>告示で定める検査（告示検査（開放検査））</u> を実施する義務がある。(規則第 16 条第 22 号及び第 23 号)	
			<u>貯槽は定期的に行う検査（開放）の実施義務はない。</u>	
		ガス工作物の定期的な検査に関しては、簡易ガス事業者が自ら <u>保安規程に定めた検査内容及び検査周期に従い実施する。</u>		
6. 保安に関する規程	作成・変更	簡易ガス事業者が <u>事業の開始前に保安規程を届出</u> (法第 30 条第 1 項)	保安機関が <u>保安業務規程の認可</u> を受ける。 <u>変更しようとするときも同様</u> (法第 35 条第 1 項)	
		保安規程を <u>変更したときは遅滞なく届出</u> (法第 30 条第 2 項)		
	遵守義務	簡易ガス事業者及びその従業員を <u>対象に保安規程の遵守を義務づけ</u> (法第 30 条第 2 項)	規定なし	
	規定内容	簡易ガス事業の用に供する <u>ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために必要な事項</u> (規則第 31 条)	<u>保安業務の実施方法など保安業務に関し必要な事項</u> (規則第 39 条第 1 項)	
	変更命令	経済産業大臣は、簡易ガス事業の用に供する <u>ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、簡易ガス事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。</u> (法第 30 条第 3 項)	経済産業大臣又は都道府県知事は、 <u>認可をした保安業務規程が保安業務の適確な遂行上不適当となったと認めるときは、その保安機関に対し、その保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</u> (法第 35 条第 3 項)	

7. 保安責任者及び代理者の選任	責任者	一の供給地点群に係る特定製造所毎に <u>丙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者を選任</u> (法第 31 条第 1 項、規則第 33 条第 1 項)	販売所毎に第 2 種販売主任者免状の交付を受けている者であって、 <u>液化石油ガスの販売の実務に 6 月以上従事した経験を有する者を選任</u> (法第 19 条第 1 項、規則第 22 条第 3 項及び第 4 項)	
		ガス主任技術者を選任したときは <u>遅滞なく届出</u> (法第 31 条第 2 項)	業務主任者を選任したときは <u>遅滞なく届出</u> (法第 19 条第 2 項)	
	代理人	ガス主任技術者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を <u>代行する者を保安規程に定めなければならない</u> 。なお、 <u>代理者の法令上の資格要件なし</u> 。 (規則第 31 条第 1 項第 2 号)	業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者として、 <u>次の(1)又は(2)の要件を満足する者</u> を販売所毎に 1 人以上あらかじめ選任 (法第 21 条第 1 項) (1) 第 2 種販売主任者免状の交付を受けている者であって、液化石油ガスの販売の実務に 6 月以上従事した経験を有する者 (規則第 25 条第 2 項) (2) 高圧ガス保安協会が行う講習を修了し、液化石油ガスの販売の実務に 6 月以上従事した経験を有し、かつ、18 歳以上の者 (規則第 25 条第 3 項)	
		保安規程の届出(変更含む。)に含まれる。保安規程は法第 30 条第 4 項で事業者に遵守を義務づけている。	業主任者の代理人を選任したときは <u>遅滞なく届出</u> (法第 21 条第 2 項)	
8. 保安責任者が受講すべき法定講習	なし	規則第 23 条第 1 項に定める業務主任者講習を受けなければならない。  規則第 23 条第 2 項に従って再講習を受講しなければならない。 (法第 19 条第 3 項)		
9. 保安責任者の職務	簡易ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督 (法第 31 条第 1 項)	液化石油ガスの販売に係る保安に関し規則第 24 条に定める職務を行う。 (法第 20 条第 1 項)		

【②簡易ガス事業に係る保安に関する論点】

		<p>ガス主任技術者は、誠実にその職務を行わなければならない。 (法第 35 条第 1 項)</p> <p>簡易ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、ガス主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。 (法第 35 条第 2 項)</p>	<p>業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。 (法第 20 条第 2 項)</p> <p>液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。 (法第 20 条第 3 項)</p>	
10. 保安責任者の解任命令		<p>経済産業大臣は、ガス主任技術者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又はその者にその職務を行なわせることが簡易ガス事業の用に供する特定ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に支障を及ぼすと認めるときは、簡易ガス事業者に対し、ガス主任技術者の解任を命ずることができる。 (法第 36 条)</p>	<p>経済産業大臣又は都道府県知事は、業務主任者若しくはその代理者がこの法律若しくは高圧ガス保安法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行なわせることが公共安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、当該業務主任者又はその代理者を解任すべきことを命ずることができる。 (法第 22 条)</p>	
11. 保安教育の実施	実施義務	<p>保安規程に保安教育に関する事項を定め、そのとおりに保安教育を行わなければならない。 (法第 30 条第 1 項及び第 4 項)</p>	<p>液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。 (法第 18 条第 1 項)</p>	
	内容	<p>ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。 (規則第 31 条第 3 項)</p>	<p>保安教育を施すに当たって基準となるべき事項の作成・公表の義務を高圧ガス保安協会に課している。 (法第 18 条第 2 項)</p>	
12. 保安業務の実施義務		<p>保安規程に定める保安業務をそのとおりに簡易ガス事業者及びその従業員が行わなければならない。 (法第 30 条第 1 項及び第 4 項)</p>	<p>液化石油ガス販売事業者に実施義務がかかる。ただし、法第 29 条第 1 項の認定を受けた者に保安業務の一部又は全部を委託できる。 (法第 27 条第 1 項及び第 2 項)</p>	
13. 保安業務（緊急時対応、消費設備の調査及び周知）	緊急時対応	<p>ガス事業者は、その供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その供給するガスの使用者からその事実を通知され、これに対する措置をとることを求め</p>	<p>液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められた</p>	

	務	<p>られたときは、すみやかにその措置をとらなければならない。自らその事実を知ったときも、同様とする。 (法第 40 条の 2 第 4 項)</p>	<p>とき、又は自らその事実を知ったときに、速やかにその措置を講ずる業務 (法第 27 条第 1 項第 4 号)</p>																
	緊急時対応内容	<p>災害その他非常の場合に採るべき措置(規則第 31 条 1 項第 9 号)として保安規程に定める。 (法第 30 条第 1 項)</p> <p>緊急時対応に使用する自動車は、道路交通法施行令第 13 条第 6 号に定める緊急自動車に該当する。</p>	<p>保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第 2 条第 3 号において、一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として 30 分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保するよう規定</p> <p>緊急時対応に使用する自動車は、道路交通法施行令第 13 条第 6 号に定める緊急自動車に該当しない。</p>																
消費設備周知	周知義務	<p>ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具(附属装置を含む。以下「消費機器」という。)を使用する者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を周知させなければならない。 (法第 40 条の 2 第 1 項)</p>	<p>液化石油ガスを消費する一般消費者等に対し、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であつて経済産業省令で定めるものを周知させる業務 (法第 27 条第 1 項第 3 号)</p>																
	周知内容	<p>ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を施行規則第 106 条第 1 号に規定</p>	<p>液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を規則第 27 条に規定</p>																
	周知対象者及び頻度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>周知対象者</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給地点のガス使用者</td> <td>3 年度毎に 1 回以上</td> </tr> <tr> <td>特定地下街、特定地下室、超高層建物、特定大規模建物</td> <td>毎年度 1 回以上</td> </tr> <tr> <td>規則第 106 条第 2 号口表中(1)から(4)までに掲げるガス瞬間湯沸器、ガス湯沸器及びガスふろがまの使用者</td> <td>毎年度 1 回以上</td> </tr> <tr> <td>規則第 106 条第 2 号口表中(5)に掲げるガスふろがまの使用者</td> <td>3 年度毎に 1 回以上</td> </tr> </tbody> </table>	周知対象者	頻度	供給地点のガス使用者	3 年度毎に 1 回以上	特定地下街、特定地下室、超高層建物、特定大規模建物	毎年度 1 回以上	規則第 106 条第 2 号口表中(1)から(4)までに掲げるガス瞬間湯沸器、ガス湯沸器及びガスふろがまの使用者	毎年度 1 回以上	規則第 106 条第 2 号口表中(5)に掲げるガスふろがまの使用者	3 年度毎に 1 回以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>周知対象</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般消費者等</td> <td>2 年に 1 回以上</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス法施行規則第 38 条第 1 号及び第 2 号に定める瞬間湯沸器、ふろがま等の所有者又は占有者</td> <td>1 年に 1 回以上</td> </tr> </tbody> </table>	周知対象	頻度	一般消費者等	2 年に 1 回以上	液化石油ガス法施行規則第 38 条第 1 号及び第 2 号に定める瞬間湯沸器、ふろがま等の所有者又は占有者	1 年に 1 回以上
周知対象者	頻度																		
供給地点のガス使用者	3 年度毎に 1 回以上																		
特定地下街、特定地下室、超高層建物、特定大規模建物	毎年度 1 回以上																		
規則第 106 条第 2 号口表中(1)から(4)までに掲げるガス瞬間湯沸器、ガス湯沸器及びガスふろがまの使用者	毎年度 1 回以上																		
規則第 106 条第 2 号口表中(5)に掲げるガスふろがまの使用者	3 年度毎に 1 回以上																		
周知対象	頻度																		
一般消費者等	2 年に 1 回以上																		
液化石油ガス法施行規則第 38 条第 1 号及び第 2 号に定める瞬間湯沸器、ふろがま等の所有者又は占有者	1 年に 1 回以上																		
消費設備調査	<p>調査義務</p> <p>ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつ</p>	<p>消費設備を調査し、その消費設備が法第 35 条の 5 の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有</p>																	

	き、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。	者又は占有者に通知する業務									
対象機器と頻度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象機器</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス事業法施行規則第107条第1号表中上欄に定める消費機器</td> <td>40月に1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	調査対象機器	頻度	ガス事業法施行規則第107条第1号表中上欄に定める消費機器	40月に1回以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象機器</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液化石油ガス法施行規則第37条第1号表中に定める消費機器<sup>1)</sup></td> <td>4年に1回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注<sup>1)</sup> 調査対象機器はガス事業法の場合よりも多い。</p>	調査対象機器	頻度	液化石油ガス法施行規則第37条第1号表中に定める消費機器 <sup>1)</sup>	4年に1回以上	
調査対象機器	頻度										
ガス事業法施行規則第107条第1号表中上欄に定める消費機器	40月に1回以上										
調査対象機器	頻度										
液化石油ガス法施行規則第37条第1号表中に定める消費機器 <sup>1)</sup>	4年に1回以上										
調査実施者	規則第107条第1項第4号に定める調査員。なお、 <u>調査員の資格要件等はなし。</u>	規則第37条第4号に定める保安業務資格者であって次のいずれかの資格要件等を満足する者 (1) 液化石油ガス設備士 (2) 製造保安責任者免状の交付を受けた者 (3) 販売主任者免状の交付を受けた者 (4) 業務主任者の代理者の資格を有する者 (5) 保安業務員 (6) 規則第36条第1項2項に定める調査員									
再調査	<p>調査の結果、法第40条の2第3項の通知をしたときは、その通知に係る消費機器については、イ及びロに掲げる措置を行わなければならない。</p> <p>イ 毎年度一回以上、当該消費機器の技術上の基準に適合するようにするために採るべき措置及びその措置を採らなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること。ただし、その所有者又は占有者が技術上の基準に適合するようにするために採るべき措置を採った場合は、この限りでない。</p> <p>ロ その通知の日から一月を経過した日以後五月以内に、再び調査を行うこと。ただし、調査を行う以前から当該消費機器についてイの通知をしている場合であってイのただし</p>	<p>調査の結果、法第27条第1項第2号の通知(消費設備を調査し、その消費設備が第35条の5の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知)をしたときは、その通知に係る消費設備について、その通知の日から一月を経過し、かつ、六月を経過しない期間内に再び当該通知に係る事項について調査を行うものとする。</p> <p>(規則第37条第2号)</p>									

		書に規定する場合に該当しないときは、この限りでない。 (規則第 107 条第 1 項第 2 号)		
	不在処理	規則第 111 条関係様式第 60 の備考 1 より、調査又は再調査のために 3 回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない場合は「不在」として処理が可能。	規定なし	
	その他	経済産業大臣が消費設備を使用する者の生命又は身体について当該消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、前二号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。 (規則第 37 条第 3 号)	同左 (規則第 107 条第 1 項第 3 号)	
14. 技術基準適合維持	義務	特定ガス工作物の技術基準適合維持義務 (法第 28 条第 1 項)	供給設備の技術基準適合維持義務 (法第 16 条の 2 第 1 項)	
	基準適合命令	経済産業大臣は、簡易ガス事業の用に供する特定ガス工作物が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、簡易ガス事業者に対し、その技術上の基準に適合するように特定ガス工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。 (法第 28 条第 2 項)	経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。 (法第 16 条の 2 第 2 項)	
	緊急時使用停止等命令	経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、簡易ガス事業者に対し、その特定ガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はその特定ガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。 (法第 28 条第 3 項)	経済産業大臣は、液化石油ガス販売事業者の事業の運営が適正を欠いているため、液化石油ガスによる災害の発生の防止又は一般消費者等の利便の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、産業構造審議会の意見を聴いて、当該液化石油ガス販売事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 (法第 17 条第 1 項)	

【②簡易ガス事業に係る保安に関する論点】

	方法	<p>解釈例第 113 条に例示 温度補正なし</p>	<p>例示基準第 29 節に例示 温度補正有り</p>	
	漏えい試験 実施者	<p><u>規定なし。</u></p>	<p><u>供給管については、規則第 36 条第 1 項第 2 号に定める者であつて次のいずれかの資格要件等を有する者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 液化石油ガス設備士</li> <li>(2) 製造保安責任者免状の交付を受けた者</li> <li>(3) 販売主任者免状の交付を受けた者</li> <li>(4) 業務主任者の代理者の資格を有する者</li> <li>(5) 充てん作業講習の課程修了者</li> <li>(6) 規則第 36 条 2 項に定める調査</li> </ul>	
		<p><u>配管については、規則第 37 条第 4 号に定める保安業務資格者であつて次のいずれかの資格要件等を有する者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 液化石油ガス設備士</li> <li>(2) 製造保安責任者免状の交付を受けた者</li> <li>(3) 販売主任者免状の交付を受けた者</li> <li>(4) 業務主任者の代理者の資格を有する者</li> <li>(5) 保安業務員</li> <li>(6) 規則第 36 条 2 項に定める調査員</li> </ul>		

	実施頻度	<p>技省令第 51 条に定めるとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">導管の種類</th> <th style="width: 30%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>需要家敷地外</p> <p>道路に埋設されている導管（適切な漏えい検知装置が適切な方法で設置されている場合及び PE 管の場合を除く。）</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>高圧のもの 14 月に 1 回以上</p> <p>その他のもの 40 月に 1 回以上</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>需要家敷地内</p> <p>道路に埋設されている導管からガス栓まですに設置されている導管（適切な漏えい検知装置（S 型メーター）が適切な方法で設置されている場合、立入について所有者・占有者の承諾が得られない場合、PE 管の場合及び屋外の不埋設部分を除く。）</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>絶縁措置が講じられており、絶縁部分からガスが漏れ出していないもの 76 月に 1 回以上</p> <p>その他のもの 40 月に 1 回以上</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（適切な漏えい検知装置が適切な方法で設置されている場合、立入について所有者・占有者の承諾が得られない場合、PE 管の場合及び屋外の不埋設部分を除く。）</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>14 月に 1 回以上</p> </td> </tr> </tbody> </table>	導管の種類	頻度	<p>需要家敷地外</p> <p>道路に埋設されている導管（適切な漏えい検知装置が適切な方法で設置されている場合及び PE 管の場合を除く。）</p>	<p>高圧のもの 14 月に 1 回以上</p> <p>その他のもの 40 月に 1 回以上</p>	<p>需要家敷地内</p> <p>道路に埋設されている導管からガス栓まですに設置されている導管（適切な漏えい検知装置（S 型メーター）が適切な方法で設置されている場合、立入について所有者・占有者の承諾が得られない場合、PE 管の場合及び屋外の不埋設部分を除く。）</p>	<p>絶縁措置が講じられており、絶縁部分からガスが漏れ出していないもの 76 月に 1 回以上</p> <p>その他のもの 40 月に 1 回以上</p>	<p>特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（適切な漏えい検知装置が適切な方法で設置されている場合、立入について所有者・占有者の承諾が得られない場合、PE 管の場合及び屋外の不埋設部分を除く。）</p>	<p>14 月に 1 回以上</p>	<p>規則第 36 条第 1 項第 1 号及び規則第 37 条第 1 号に定めるとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">管の種類及び設置場所</th> <th style="width: 30%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>供給管及び配管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用している場合は除く。）</li> <li>・埋設された白管又は被覆白管</li> <li>・漏えい検知装置（S 型メーター）で漏えいを検知することができる部分を除く。</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 年に 1 回以上</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下室等を除くポリエチレン管以外の部分</li> <li>・埋設部を除く白管及び被覆白管</li> <li>・漏えい検知装置で漏えいを検知することができる部分を除く。</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>4 年に 1 回以上</p> </td> </tr> </tbody> </table>	管の種類及び設置場所	頻度	<p>供給管及び配管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用している場合は除く。）</li> <li>・埋設された白管又は被覆白管</li> <li>・漏えい検知装置（S 型メーター）で漏えいを検知することができる部分を除く。</li> </ul>	<p>1 年に 1 回以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下室等を除くポリエチレン管以外の部分</li> <li>・埋設部を除く白管及び被覆白管</li> <li>・漏えい検知装置で漏えいを検知することができる部分を除く。</li> </ul>	<p>4 年に 1 回以上</p>	
導管の種類	頻度																	
<p>需要家敷地外</p> <p>道路に埋設されている導管（適切な漏えい検知装置が適切な方法で設置されている場合及び PE 管の場合を除く。）</p>	<p>高圧のもの 14 月に 1 回以上</p> <p>その他のもの 40 月に 1 回以上</p>																	
<p>需要家敷地内</p> <p>道路に埋設されている導管からガス栓まですに設置されている導管（適切な漏えい検知装置（S 型メーター）が適切な方法で設置されている場合、立入について所有者・占有者の承諾が得られない場合、PE 管の場合及び屋外の不埋設部分を除く。）</p>	<p>絶縁措置が講じられており、絶縁部分からガスが漏れ出していないもの 76 月に 1 回以上</p> <p>その他のもの 40 月に 1 回以上</p>																	
<p>特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（適切な漏えい検知装置が適切な方法で設置されている場合、立入について所有者・占有者の承諾が得られない場合、PE 管の場合及び屋外の不埋設部分を除く。）</p>	<p>14 月に 1 回以上</p>																	
管の種類及び設置場所	頻度																	
<p>供給管及び配管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用している場合は除く。）</li> <li>・埋設された白管又は被覆白管</li> <li>・漏えい検知装置（S 型メーター）で漏えいを検知することができる部分を除く。</li> </ul>	<p>1 年に 1 回以上</p>																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下室等を除くポリエチレン管以外の部分</li> <li>・埋設部を除く白管及び被覆白管</li> <li>・漏えい検知装置で漏えいを検知することができる部分を除く。</li> </ul>	<p>4 年に 1 回以上</p>																	
巡視・点検及び検査	実施内容	<p>規則第 31 条第 1 項第 4 号に掲げる事項について保安規程に定めるとおり実施する。</p>	<p>法第 27 条第 1 項に定める供給設備の点検（保安業務）</p> <p>次の保安業務に係る点検事項及び点検頻度は、規則第 36 条第 1 項第 1 号表中に定めるとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 供給開始時点検・調査</li> <li>(2) 容器交換時等供給設備点検</li> <li>(3) 定期供給設備点検</li> </ol>															

	実施者	実施者について規定なし。	実施者については次のいずれかの資格要件を満足する者。 (規則第 36 条第 1 項第 2 号) (1) 液化石油ガス設備士 (2) 製造保安責任者免状の交付を受けた者 (3) 販売主任者免状の交付を受けた者 (4) 業務主任者の代理者の資格を有する者 (5) 充てん作業講習の課程修了者 (6) 規則第 36 条 2 項に定める調査	
15. 設備工事	基準 適 持 義 務	法第 30 条第 1 項に基づき特定ガス工作物の工事に関することを保安規程に定め、法第 30 条第 4 項において当該保安規程の遵守義務をかけることで特定ガス工作物の保安確保を図っている。	供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事（以下「液化石油ガス設備工事」という。）は、供給設備についてのものにあつてはその供給設備が第 16 条の 2 第 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準に、消費設備についてのものにあつてはその消費設備が第 35 条の 5 の経済産業省令で定める技術上の基準に、それぞれ、 <u>適合するようにしなければならない。</u> (法第 38 条の 2)	c f
	実施者	工事を実施する者の <u>資格要件</u> に関する規定なし。	液化石油ガス設備工事の作業は、 <u>液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者</u> でないとできない。 (法第 38 条の 7)	
16. 消費 機器	基準 適 合 命 令	経済産業大臣は、消費機器が前条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費機器を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。 (法第 40 条の 3)	都道府県知事は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。 (法第 35 条の 5)	
	基準 適 合 義 務	消費機器の設置又は変更の工事は、その消費機器が第 40 条の 2 第 2 項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。 (法第 40 条の 4)	供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事（以下「液化石油ガス設備工事」という。）は、供給設備についてのものにあつてはその供給設備が第 16 条の 2 第 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準に、消費設備につい	

			てのものにあつてはその消費設備が第35条の5の経済産業省令で定める技術上の基準に、それぞれ、適合するようにしなければならない。 (法第38条の2)																												
17. 圧力測定の義務	簡易ガス事業者には、特定ガス発生設備の出口圧力の測定とその結果の記録・保存が義務づけられている。 (法第37条の7第1項において準用する同法第21条)		規定なし																												
18. 報告徴収	経済産業大臣は、ガス事業者等に対し、その事業に関し報告をさせることができる。 (法第46条第1項)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>届出先</th> <th>届出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業規制に関する報告</td> <td>経済産業局長</td> <td>当該約款を実施した年度から費用回収年数に係る最終年度までの毎事業年度経過後90日以内</td> </tr> <tr> <td>ガス事故年報</td> <td>産業保安監督部長</td> <td>当該年の翌年2月末日まで</td> </tr> <tr> <td>導管改修実施状況</td> <td>産業保安監督部長</td> <td>当該年度の翌年度6月末日まで</td> </tr> <tr> <td>消費機器調査結果</td> <td>産業保安監督部長</td> <td>当該年の翌年2月末日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(規則第111条)</p>	内容	届出先	届出期間	事業規制に関する報告	経済産業局長	当該約款を実施した年度から費用回収年数に係る最終年度までの毎事業年度経過後90日以内	ガス事故年報	産業保安監督部長	当該年の翌年2月末日まで	導管改修実施状況	産業保安監督部長	当該年度の翌年度6月末日まで	消費機器調査結果	産業保安監督部長	当該年の翌年2月末日まで	<p>経済産業大臣又は都道府県知事は、販売事業者等とその業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。 (法第82条第1項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>届出者</th> <th>内容</th> <th>届出先</th> <th>届出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売事業者</td> <td>その事業年度における一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況</td> <td>経済産業大臣、経済産業局、産業保安監督部長、都道府県知事</td> <td>毎事業年度経過後3月以内</td> </tr> <tr> <td>保安機関</td> <td>その事業年度における保安業務の実施状況、その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者数の数等</td> <td>経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事</td> <td>毎事業年度経過後3月以内</td> </tr> </tbody> </table>	届出者	内容	届出先	届出期間	販売事業者	その事業年度における一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況	経済産業大臣、経済産業局、産業保安監督部長、都道府県知事	毎事業年度経過後3月以内	保安機関	その事業年度における保安業務の実施状況、その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者数の数等	経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事	毎事業年度経過後3月以内	
内容	届出先	届出期間																													
事業規制に関する報告	経済産業局長	当該約款を実施した年度から費用回収年数に係る最終年度までの毎事業年度経過後90日以内																													
ガス事故年報	産業保安監督部長	当該年の翌年2月末日まで																													
導管改修実施状況	産業保安監督部長	当該年度の翌年度6月末日まで																													
消費機器調査結果	産業保安監督部長	当該年の翌年2月末日まで																													
届出者	内容	届出先	届出期間																												
販売事業者	その事業年度における一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況	経済産業大臣、経済産業局、産業保安監督部長、都道府県知事	毎事業年度経過後3月以内																												
保安機関	その事業年度における保安業務の実施状況、その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者数の数等	経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事	毎事業年度経過後3月以内																												
19. 事故の定義	(規則第112条)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>事故内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ガス工作物の欠陥等又は操作による死亡事故</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>工事中におけるガス工作物の欠陥等又は操作による死亡事故</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>供給支障戸数が500以上のもの</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>製造支障時間が24時間以上のもの</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ガス工作物の欠陥等又は操作による負傷、中毒又は酸欠事故</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>工事中におけるガス工作物の欠陥等又は操作による負傷、中毒又は酸欠事故</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>供給支障戸数が30以上500未満のもの</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>製造支障時間が10時間以上24時間未満のもの</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故</td> </tr> </tbody> </table>	号	事故内容	1	ガス工作物の欠陥等又は操作による死亡事故	2	工事中におけるガス工作物の欠陥等又は操作による死亡事故	3	供給支障戸数が500以上のもの	4	製造支障時間が24時間以上のもの	5	ガス工作物の欠陥等又は操作による負傷、中毒又は酸欠事故	6	工事中におけるガス工作物の欠陥等又は操作による負傷、中毒又は酸欠事故	7	供給支障戸数が30以上500未満のもの	8	製造支障時間が10時間以上24時間未満のもの	9	高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故	液化石油ガス関係事故措置マニュアルより、漏えい、漏えい爆発、漏えい火災、中毒・酸欠が定義されている。								
号	事故内容																														
1	ガス工作物の欠陥等又は操作による死亡事故																														
2	工事中におけるガス工作物の欠陥等又は操作による死亡事故																														
3	供給支障戸数が500以上のもの																														
4	製造支障時間が24時間以上のもの																														
5	ガス工作物の欠陥等又は操作による負傷、中毒又は酸欠事故																														
6	工事中におけるガス工作物の欠陥等又は操作による負傷、中毒又は酸欠事故																														
7	供給支障戸数が30以上500未満のもの																														
8	製造支障時間が10時間以上24時間未満のもの																														
9	高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故																														

	10	低圧の主要なガス工作物の損壊事故																																																															
	11	ガス工作物からのガス漏えいによる爆発又は火災事故																																																															
	12	台風等の自然災害による事故で、経済産業大臣が指定するもの																																																															
	13	ガス工作物の欠陥等により一般公衆が避難等を招来した事故																																																															
	14	消費機器又はガス栓の使用に伴う死亡事故、中毒し又は酸欠となった事故																																																															
	15	消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火し発生した負傷又は物損事故																																																															
20. 事故の報告	<p>経済産業大臣は、ガス事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。                  (法第46条第1項)                  (規則第112条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">号</th> <th colspan="2">事故内容</th> <th rowspan="2">報告先</th> </tr> <tr> <th>速報</th> <th>詳報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>事故が発生したから24時間以内可能な速やかに</td> <td>事故が発生したから起算して30日以内</td> <td>経済産業大臣 及び保安部長</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>事故が発生したから24時間以内可能な速やかに</td> <td>事故が発生したから起算して30日以内</td> <td>産業保安部長</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>—</td> <td>事故が発生したから起算して30日以内</td> <td>産業保安部長</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>事故が発生したから24時間以内可能な速やかに</td> <td>事故が発生したから起算して30日以内</td> <td>産業保安部長</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>経済産業大臣が指定する間</td> <td>経済産業大臣が指定する間</td> <td>経済産業大臣 及び保安部長</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>—</td> <td>事故が発生したから起算して30日以内</td> <td>産業保安部長</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>事故が発生したから24時間以内可能な速やかに</td> <td>事故が発生したから起算して30日以内</td> <td>産業保安部長</td> </tr> </tbody> </table>		号	事故内容		報告先	速報	詳報	1	事故が発生したから24時間以内可能な速やかに	事故が発生したから起算して30日以内	経済産業大臣 及び保安部長	2				3				4				5	事故が発生したから24時間以内可能な速やかに	事故が発生したから起算して30日以内	産業保安部長	6				7				8				9				10	—	事故が発生したから起算して30日以内	産業保安部長	11	事故が発生したから24時間以内可能な速やかに	事故が発生したから起算して30日以内	産業保安部長	12	経済産業大臣が指定する間	経済産業大臣が指定する間	経済産業大臣 及び保安部長	13	—	事故が発生したから起算して30日以内	産業保安部長	14	事故が発生したから24時間以内可能な速やかに	事故が発生したから起算して30日以内	産業保安部長	<p>液化石油ガス販売事業者は、遅滞なく、都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。                  (高圧法第63条)</p> <p>保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲において供給設備又は消費設備に災害が発生したときは、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければならない。                  (液石法規則第133条)</p> <p>液化石油ガス関係事故措置マニュアルより、事故報告の内容(速報及び詳報等を含む)が記載されている。</p>
号	事故内容			報告先																																																													
	速報	詳報																																																															
1	事故が発生したから24時間以内可能な速やかに	事故が発生したから起算して30日以内	経済産業大臣 及び保安部長																																																														
2																																																																	
3																																																																	
4																																																																	
5	事故が発生したから24時間以内可能な速やかに	事故が発生したから起算して30日以内	産業保安部長																																																														
6																																																																	
7																																																																	
8																																																																	
9																																																																	
10	—	事故が発生したから起算して30日以内	産業保安部長																																																														
11	事故が発生したから24時間以内可能な速やかに	事故が発生したから起算して30日以内	産業保安部長																																																														
12	経済産業大臣が指定する間	経済産業大臣が指定する間	経済産業大臣 及び保安部長																																																														
13	—	事故が発生したから起算して30日以内	産業保安部長																																																														
14	事故が発生したから24時間以内可能な速やかに	事故が発生したから起算して30日以内	産業保安部長																																																														

【②簡易ガス事業に係る保安に関する論点】

	15	速やかに				
--	----	------	--	--	--	--